

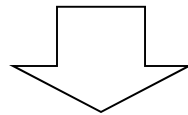
受動喫煙防止対策

労働安全衛生法改正（平成27年6月1日）

職場の「受動喫煙防止対策」が
事業者の努力義務となりました

🔊 労働安全衛生法（第68条の2）

事業者は、労働者の受動喫煙を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。



資本金や常時雇用する労働者の数にかかわらず、
すべての事業者が対象です。
事業者は現状把握と分析を行い、衛生委員会などで
具体的な対策を決めて実施する必要があります。

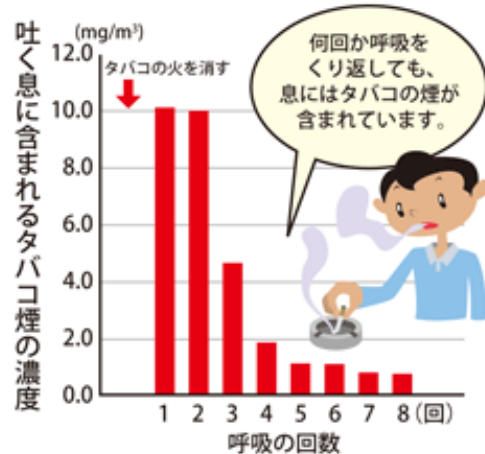


＜参考資料＞東京都福祉保健局「職場の受動喫煙防止対策ハンドブック」

受動喫煙とは -他人のたばこの影響-

自分の意志にかかわらず、身の回りのたばこの煙を吸わされてしまうことを「**受動喫煙**」と言います。

たばこの煙には、約4000種類の化学物質、約200種類の有害物質、60種類以上の発がん物質が含まれています。



ファイザー製薬 すぐ禁煙.jp HPより転載
<http://sugu-kinen.jp/efficacy/merit/money.html>

たばこの3大有害物質を比較

主流煙を1とした場合、副流煙には、

ニコチン2.8倍

タール3.4倍

一酸化炭素4.7倍 が含まれています。

(厚生労働省『喫煙と健康』第2版)

注目すべきは、喫煙者が吸い込む煙(主流煙)よりも、**喫煙者が吐き出す煙やタバコから立ち昇る煙(副流煙)のほうがずっと多くの有害物質が含まれている**ことです。

受動喫煙の害

すぐに現れる症状



目の痛み、目がしみる
のどの痛み、咳
心拍数の増加
冷え性

妊婦、新生児 への影響

流産、早産
乳幼児突然死症候群
新生児の低体重化
新生児の将来の
肥満・糖尿病

長期的な影響

肺がん
副鼻腔がん
子宮頸がん
気管支喘息の悪化
呼吸機能の低下
脳卒中
心筋梗塞
動脈硬化
糖尿病



サードハンドスモーク(三次喫煙)

「サードハンドスモーク」とは、たばこを消した後の
残留物から有害物質を吸入することを指し、
三次喫煙や残留受動喫煙とも言います。

服や髪についた臭い、部屋に入ったときに感じる
「たばこくさい」と思うあの臭いです。

※喫煙者が吸う煙を「ファーストハンドスモーク」、受動喫煙を起こす煙を「セカンドハンドスモーク」ということから、米国ボストン小児病院の医師が使い始めた言葉です。

サードハンドスモーク
の発生場所

タバコを吸い終わった喫煙者の呼気、髪の毛、衣類、
吸っていた部屋のカーテン、ソファなど、
タバコの臭いのするところにはほぼ必ず潜んでいます。
残存期間は長く、数ヶ月間消えずに存在するとも言われています。

受動喫煙防止対策の進め方

① まず事業所の現状把握・分析

具体例

- 喫煙状況 □特に配慮すべき者(妊婦、未成年、呼吸器・循環器疾患のある者等)
- 職場環境(空気環境測定、施設状況等) □受動喫煙防止の理解度、意見・要望

② 衛生委員会で(実施可能な)対策の検討・決定

③ 実際に、対策を実施

具体例

<ハード面>

- 全面禁煙または空間分煙
- 社用車の禁煙化
- タバコ自販機の撤去 など

<ソフト面>

- 禁煙教室の定期的な実施
- 産業医による禁煙相談
- ニコチンパッチの無料配布 など



④ 必要に応じて、対策の点検・見直し

活用できる各種支援事業 (厚生労働省)

◆受動喫煙防止対策助成金

職場での受動喫煙を防止するために、喫煙室の設置などを行う際に、その費用の一部を助成します。

- 対象:すべての業種の中小企業事業主
- 問合せ先:事業場のある都道府県労働局の健康安全課/健康課



◆専門家による相談支援、講師派遣(無料)

職場で受動喫煙防止対策を行うにあたって発生する悩みについて、専門家が相談に応じます。

- 問合せ先:050-3537-0777(一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会)

◆技術的支援(測定機器の無料貸出し)

職場環境の実態把握を行うため、デジタル粉じん計、風速計、一酸化炭素計、臭気計を借りることができます。

- 問合せ先:050-3642-2669(株式会社アマラン)

